

デイサービスセンターやすらぎ 利用料金表 (2024年11月1日～)

地域区分: **7級地** 単価: **10.14** 当事業所の地域区分は7級地となり、1単位の単価は10.14円となります。

■ 通所介護

通所介護				B: A×単価 (1円未満切捨)		C: B×0.9 (1円未満切捨)		B-C (1円未満切捨)		D: B×0.8 (1円未満切捨)		B-D (1円未満切捨)		E: B×0.7 (1円未満切捨)		B-E	
	区分	要介護度	単位	利用料/日 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】							
基本時間	7時間以上 8時間未満	要介護1	658	6,672	6,004	668	5,337	1,335	4,670	2,002							
		要介護2	777	7,878	7,090	788	6,302	1,576	5,514	2,364							
		要介護3	900	9,126	8,213	913	7,300	1,826	6,388	2,738							
		要介護4	1,023	10,373	9,335	1,038	8,298	2,075	7,261	3,112							
		要介護5	1,148	11,640	10,476	1,164	9,312	2,328	8,148	3,492							
短時間利用の場合	3時間以上 4時間未満	要介護1	370	3,751	3,375	376	3,000	751	2,625	1,126							
		要介護2	423	4,289	3,860	429	3,431	858	3,002	1,287							
		要介護3	479	4,857	4,371	486	3,885	972	3,399	1,458							
		要介護4	533	5,404	4,863	541	4,323	1,081	3,782	1,622							
		要介護5	588	5,962	5,365	597	4,769	1,193	4,173	1,789							
	4時間以上 5時間未満	要介護1	388	3,934	3,540	394	3,147	787	2,753	1,181							
		要介護2	444	4,502	4,051	451	3,601	901	3,151	1,351							
		要介護3	502	5,090	4,581	509	4,072	1,018	3,563	1,527							
		要介護4	560	5,678	5,110	568	4,542	1,136	3,974	1,704							
		要介護5	617	6,256	5,630	626	5,004	1,252	4,379	1,877							
	5時間以上 6時間未満	要介護1	570	5,779	5,201	578	4,623	1,156	4,045	1,734							
		要介護2	673	6,824	6,141	683	5,459	1,365	4,776	2,048							
		要介護3	777	7,878	7,090	788	6,302	1,576	5,514	2,364							
		要介護4	880	8,923	8,030	893	7,138	1,785	6,246	2,677							
		要介護5	984	9,977	8,979	998	7,981	1,996	6,983	2,994							
	6時間以上 7時間未満	要介護1	584	5,921	5,328	593	4,736	1,185	4,144	1,777							
		要介護2	689	6,986	6,287	699	5,588	1,398	4,890	2,096							
		要介護3	796	8,071	7,263	808	6,456	1,615	5,649	2,422							
		要介護4	901	9,136	8,222	914	7,308	1,828	6,395	2,741							
		要介護5	1,008	10,221	9,198	1,023	8,176	2,045	7,154	3,067							

- ① 通所介護費については、当事業所の定員(35名)は「通常規模型」での算定となり、本料金表では、サービス提供時間「7時間以上8時間未満」を基本サービス料としています。
- ② 送迎料金は通所介護費に含まれます。
- ③ その他、サービスの内容に応じて、別紙のとおり加算が上乘せされます。

※利用料の算定は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

※住民税非課税世帯の利用者で、収入・財産等の要件に該当する利用者については、利用料金が減額となる場合があります。手続きについては、担当のケアマネジャーにご相談ください。

■ 加 算 等

	A	B: A×単価 (1円未満切捨)	C: B×0.9 (1円未満切捨)	B-C	D: B×0.8 (1円未満切捨)	B-D	E: B×0.7 (1円未満切捨)	B-E
加算名称	単位	利用料 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】
入浴介助加算Ⅰ/日	40	405	364	41	324	81	283	122
入浴介助加算Ⅱ/日	55	557	501	56	445	112	389	168
個別機能訓練加算Ⅰ(口)/日	76	770	693	77	616	154	539	231
若年性認知症利用者受入加算 /日	60	608	547	61	486	122	425	183
栄養アセスメント加算/月	50	507	456	51	405	102	354	153
栄養改善加算 /回 (月2回を限度)	200	2,028	1,825	203	1,622	406	1,419	609
口腔機能向上加算Ⅰ/回 (月2回を限度)	150	1,521	1,368	153	1,216	305	1,064	457
送迎を行わない場合の減算 /片道につき	-47	-476	-428	-48	-380	-96	-333	-143
サービス提供体制強化加算Ⅰ/回	22	223	200	23	178	45	156	67
個別機能訓練加算Ⅱ/月	20	202	181	21	161	41	141	61
ADL維持等加算Ⅰ/月	30	304	273	31	243	61	212	92
科学的介護推進体制加算/月	40	405	364	41	324	81	283	122

名称	加算・減算割合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の9.2%を加算

所定単位数…基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ・入浴介助加算Ⅰ…入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行います。
 - ・入浴介助加算Ⅱ…利用者が自宅において自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や、専門職が自宅を訪問して把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、その計画に基づいて個別の入浴介助を行った場合に算定します。
 - ・個別機能訓練加算Ⅰ(口)…専従の機能訓練指導員1名を含め、合計で2名の機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成して直接訓練を行います。3か月に1回ご自宅を訪問して評価し、必要であれば見直しを行います。
 - ・若年性認知症利用者受入加算…40歳以上65歳未満の方で脳血管性認知症、アルツハイマー型認知症等と診断された方について、個別の担当職員が、その方の特性やニーズに合ったサービスを提供します。
 - ・栄養アセスメント加算…管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はご家族に対してその結果を説明し、必要に応じ相談等に対応します。また、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。
 - ・栄養改善加算…低栄養状態にある方やそのおそれのある方に対して、その方の低栄養状態の改善等を目的として、個別に栄養食事相談等の栄養管理を行います。必要に応じてご自宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行います。
 - ・口腔機能向上加算Ⅰ…口腔機能が低下している方やそのおそれのある方に対して、その方の口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃の指導や実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導や実施を行います。
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅰ…介護職員のうち、介護福祉士の資格のある職員を70%以上配置しています。
- (※)以下、厚生労働省にデータを提出し、継続的なケアの質向上に取り組んだ場合に算定する加算です。
- ・個別機能訓練加算Ⅱ…利用者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用した場合に、月1回算定します。
 - ・ADL維持等加算Ⅰ…利用者ごとのADL値(日常生活動作の状態)を評価して、その値を厚生労働省に提出し、ADL値が維持または改善の度合いが一定の水準を超えていると判断された場合に、すべての利用者に対して月1回算定します。
 - ・科学的介護推進体制加算…利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定します。

■ 実 費 徴 収

下記料金については、全額がご利用者の自己負担となります

- 1、食事料金(おやつ代含む) 700円/回
- 2、教養娯楽費(レクリエーション等にかかる費用) 利用1回あたり/実費
- 3、キャンセル料 当日キャンセルの場合は、食事料金700円をご負担いただきます
- 4、通常の事業実施地域外への送迎に要する費用 頂きません
- 5、コピー代 実費

■デイサービスセンターやすらぎ 介護予防型通所サービス 利用料金表（2024年6月1日～）

＜基本報酬＞（月額包括報酬） ※当事業所の地域区分は7級地となり、1単位の単価は10.14円となります。

報酬 単価 ／ 月	区分	単位／月	利用料 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】
	事業対象者・要支援1 ※週1回程度利用	1,798	18,231	16,407	1,824	14,584	3,647	12,761	5,470
	事業対象者・要支援2 ※週2回程度利用	3,621	36,716	33,044	3,672	29,372	7,344	25,701	11,015

- ① 入浴料金・送迎料金は基本報酬に含まれます。
- ② その他、サービスの内容に応じて、以下のとおり加算が上乘せされます。

＜加算 等＞

加算名称	単位	利用料 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】
若年性認知症利用者受入加算/月	240	2,433	2,189	244	1,946	487	1,703	730
栄養アセスメント加算/月	50	507	456	51	405	102	354	153
栄養改善加算/月	200	2,028	1,825	203	1,622	406	1,419	609
口腔機能向上加算Ⅰ/月	150	1,521	1,368	153	1,216	305	1,064	457
一体的サービス提供加算/月	480	4,867	4,380	487	3,893	974	3,406	1,461
送迎減算 (事業所が送迎を行わない場合)	-47	-476	-428	-48	-380	-96	-333	-143
サービス提供体制強化加算Ⅰ/月								
要支援1	88	892	802	90	713	179	624	268
要支援2	176	1,784	1,605	179	1,427	357	1,248	536

名称	加算・減算割合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の9.2%を加算

所定単位数・・・基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ・若年性認知症利用者受入加算・・・40歳以上65歳未満の方で脳血管性認知症、アルツハイマー型認知症等と診断された方について、個別の担当職員が、その方の特性やニーズに合ったサービスを提供します。
- ・栄養アセスメント加算・・・管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はご家族に対してその結果を説明し、必要に応じ相談等に対応します。また、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用します。
- ・栄養改善加算・・・低栄養状態にある方やそのおそれのある方に対して、その方の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に栄養食事相談等の栄養管理を行います。必要に応じてご自宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行います。
- ・口腔機能向上加算Ⅰ・・・口腔機能が低下している方やそのおそれのある方に対して、その方の口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃の指導や実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導や実施を行います。
- ・一体的サービス提供加算・・・利用者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的に、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを、各サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、一体的に実施した場合に算定します。
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・介護職員のうち、介護福祉士の資格のある職員を70%以上配置しています。

※利用料の算定は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

■実費徴収

下記料金については、全額がご利用者の自己負担となります。

- 1、食事料金(おやつ代含む) 700円/回
- 2、教養娯楽費(レクリエーション等にかかる費用) 利用1回あたり/実費
- 3、キャンセル料 当日キャンセルの場合は、食事料金700円をご負担いただきます
- 4、通常の事業実施地域外への送迎に要する費用 頂きません
- 5、コピー代 実費